

神奈川県民協議会だより

こぶし



区の木：こぶし

No. 23

編集・発行 神奈川県民協議会
事務局 神奈川県役所区政推進課内
神奈川県広台太田町3-8
電話：411-7021
Fax：314-8890



28年7月1日に総会が開催され、第19期がスタートしました。第19期も区民の皆様のためになる活動をしてまいります。

<http://kanagawakumin.bakufu.org> (神奈川県民協議会は略称を区民協としています。)

防災・減災特集号

神奈川県民協議会とは…

神奈川県民協議会は、21連合町内会から推薦された方々、各種団体から推薦された方々、公募に応募した方々で構成され、1期2年の活動をしています。

年数回開催される「地域のつどい」(開催地区連合との共催)で皆様からいただいたご意見からテーマを設定し、「住みよい神奈川区のまちづくり」を目指して数部会に分かれ活動します。テーマについて調査研究を行い、必要に応じ現地調査等も行っています。これらの活動報告を年1回開催される「区民のつどい」で発表し、区や市に提言を行っています。

「区民のつどい」開催報告

平成29年5月28日(日)神奈川公会堂にて「区民のつどい」が開催されました。第1部は「後継者と情報を考える会」「M・Mの会」「なまずの会」3部会が第19期の目指す方向性について発表しました。

第2部はパネラーに神奈川県長と神奈川県消防署長をお迎えし、「災害時対応について～それぞれの立場から～」と題したパネルディスカッションを行い、災害時の自助、共助、公助について考えました。

「区民のつどい」では会場の皆さまに意見票をご提出いただいておりますが、今回は第2部のテーマに関連した防災・減災関係の質問を例年より多くいただきました。そこで、臨時「こぶし」を発行し、皆さまに行政からの回答をお知らせさせていただきます。



「意見票」にいただいたご質問は長文も多かったため、以下箇条書きとして記載させていただきます。

①～⑱は区役所総務課回答、⑳㉑は区役所区政推進課回答、㉒㉓は神奈川県消防署回答となります。

①町会防災担当が防災情報入手するルートがよくわからない

区役所総務課では『区防災マップ』を平成27年3月に区内全世帯に配布しているほか、区内の転入者には戸籍課で配布しています。また、防災講演会等のイベントで配布するなど様々な場面を活用し周知に努めています。自治会町内会での防災関係で活用される場合には、必要部数を配布します。『区防災マップ』や『防災よこはま』などの冊子については、神奈川区や市危機管理室危機管理課のホームページなどでもご覧いただけます。

平時においては、これらの情報を基に発災時の避難場所や自助・共助の取組についてご確認いただくとともに、横浜市防災情報Eメールにご登録いただくことで、地震、津波、気象警報・注意報などの発災時には緊急情報を受け取ることができます。

また、神奈川区では、災害発生時の重要な情報を地域の皆さまに速やかにお伝えするための「緊急時情報システム」を平成29年11月から試行開始いたします。

②拠点が遠い、人員が収容しきれない等の理由により、町会の一時避難場所に仮設トイレ(簡易タイプではない)の貸し出しをしてほしい

いつとき避難場所は、近所の安否確認や状況の確認をする場所であり、長時間の滞在を想定していないため、簡易ではない仮設トイレの貸し出しは予定しておりません。『町の防災組織活動費補助金』などを活用し、自治会町内会でトイレパックを備蓄するなどの準備をお願いいたします。

横浜市では、一定期間避難生活を送る場所として地域防災拠点を指定しており、避難生活が必要な場合には、地域防災拠点への避難をお願いいたします。

③区の防災計画「震災対策編」はどこへ配布されているのか

神奈川区では、28年度に『神奈川区防災計画（震災対策編）』を改訂し、地域防災拠点運営委員長やライフライン関係機関・鉄道事業者・市立小・中学校など関係機関にお配りしているほか、区のホームページにも掲載しております。

なお、改訂した内容については、「区災害対策協議会」において周知をしています。

④感震ブレーカーはいくらなのか情報がほしい

国のガイドラインに基づく性能評価済みの器具についてですが、おもり玉が落下して、ヒモでつながったキャップがブレーカーを落とす「おもり玉式」の価格は3千円、バネの力でバンドを下げてブレーカーを落とす「バネ式」の価格は4千円が目安となっています。

⑤TVでマンション自治会の災害対応を見た、市内だけでなく全国の行政間で情報交換をしているのか、しているのであれば活動見本があれば入手方法は

横浜市の「町の防災組織」における訓練や研修への様々な工夫や防災マップの作成要領、安否確認など実際の活動事例は『ヨコハマの「減災」アイデア集』の形で冊子となっております。区役所総務課でお渡しすることができるほか、危機管理室のホームページからもご覧いただくことができます。

なお、総務省消防庁が発行している、『自主防災組織の手引き』に全国の活動事例集が掲載されており、消防庁のホームページからご覧いただくことができます。

⑥防災マップ他、行政発行の冊子は発行年月日をわかりやすく記載してほしい

現在も記載しておりますが、より分かりやすい冊子作成のため、検討させていただきます。

⑦区民のつどい参加者に「防災よこはま」などを配布できないか

「防災よこはま」は市危機管理室危機管理課が発行している冊子です。現在は、自治会町内会長の皆さまにお配りしたほか、希望があれば区役所総務課の窓口でお配りしている状況です。

今後、危機管理室と調整を図りながら、「区民のつどい」での配布について検討いたします。

⑧地域防災拠点を幅広く周知するために、西区、保土ヶ谷区、磯子区で行っているように小・中学校の校門に表示してはどうか、何故、神奈川区は同様のことをしないのか

防災マップ(平成27年全世帯配布)や区ホームページなどで、地域防災拠点の場所を周知しているほか、「広報よこはま神奈川区版」で、地域防災拠点や広域避難場所などの役割について周知しています。

より有効な啓発方法については、地域の皆さまのご意見を伺いながら検討してまいります。

⑨地域防災拠点には行政の参与が派遣されており、行政は参与を通じて拠点の運営状況を直接把握できると思うが、区長は「拠点が合格レベルに達している」と考えているか伺いたい

地域防災拠点は、運営委員会を中心に地域が主体性をもって活動していただくことが基本であります。日ごろから運営委員会に参加している参与・参与補助者制度を通じて拠点活動の充実に向けた働きかけを粘り強く行っていくことが大切だと考えています。

地域防災拠点によりマニュアルの有無やその内容、訓練の内容などに差が生じることがないように、総務課防災担当において、参与・参与補助者に対して研修を行うなど、アドバイスをしながら情報共有を行い、積極的に支援を行っています。

参与・参与補助者はその担当する拠点の成熟度や状況に応じ、マニュアルの作成・改善を促す、訓練メニューの検討などの支援をするよう努めています。

⑩地域防災拠点を指導する担当部門はどこか？ 町会の防災を指導するのは区役所総務課だが、同じ部門であるならば、地域防災拠点と町内会の連携は解決されるのではないか

地域防災拠点を所管する部署は、区役所総務課です。

発災時における「町の防災組織」である自治会町内会と地域防災拠点との連携は、非常に大切ですので、平時から、それぞれ横のつながりを確認し、効率的に共助の体制や自主防災力の強化を図っていけるよう、支援していきたいと考えております。

⑪危機管理室主催の防災リーダーシップを受講したが、地域防災拠点の話は少しかでてこず、全てを町会がやるように話していた。地域防災拠点をきちんと動かすためにはどうしたら良いのか

危機管理室の防災・減災推進研修では、自治会町内会などの「町の防災組織」において活躍していただいている方向けの研修となっております。地域防災拠点については、区役所において、「地域防災拠点運営委員会総会」や他の地域防災拠点との情報交換を目的とした「地域防災拠点開設・運営訓練報告会～学ぼうさい～」を行うなど、運営委員会の皆さまの活動を支援しております。

⑫自治会長が交代した時に事柄の引継ぎがなく困っている

自治会町内会で、平時・発災時の役割分担や、備蓄品の状況、訓練の実施内容などを記載した『防災マニュアル』を作成するなどスムーズに引継ぎを行えるよう啓発してまいります。

⑬拠点で長年活動していた方が居なくなった時に機器機材の取扱いができずに困っている

横浜市では、地域防災拠点における「横浜防災ライセンス資機材取扱リーダー」を養成しています。地域防災拠点における訓練にリーダーを派遣し、指導していただくこともできます。ご希望の際は、参与・参与補助者や地区担当、区役所総務課までご連絡ください。

⑭拠点で若い方や新しい意見が取り上げられにくい

若い方のご意見は、従前とは異なった視点や、新しい考え方を持っていることが多く、今まで気づくことができなかった盲点に対して有益であることがあります。若い方にも日ごろの運営委員会から拠点運営に参加してもらうなど、意見を取り入れやすい雰囲気づくりをすることが必要だと考えます。

⑮災害での電気系統の損傷や復旧スピードはどのようなのか

横浜市地震被害調査報告書(平成24年)において、区内で震度6弱から7の地震が発生した場合には、31,458世帯で停電が発生すると想定されています。発災時における通電設備の損傷状況や停電時の復旧については、情報提供に努めてまいります。

⑯区防災計画震災対策マニュアルを読み、下記3点の更に深い手順マニュアルの充実をお願いする

- 1) 拠点備品の正しい使用法
- 2) 拠点仮設トイレの詳細な使用法
- 3) デジタル移動無線等での町会(現場)と拠点や区役所間での情報伝達の確立に向けた訓練マニュアル

地域防災拠点に整備されている救助資機材や生活資機材については、防災ライセンス講習会で使用しているテキストがありますので、ご要望に応じて配布させていただきます。

「し尿」処理について、仮設トイレのし尿の収集は発災2日目以降に資源循環局が実施しますが、清掃管理については地域防災拠点運営委員会が行います。『地域防災拠点 開設・運用マニュアル』を参考にそれぞれの拠点で事前に確認をお願いします。

情報伝達については、デジタル移動無線などを活用し、区役所と地域防災拠点間で行いますが、地域防災拠点と「町の防災組織」への情報伝達については課題感を持って、取組を進めている団体が複数あり、共助推進事業の事例集に掲載している取組等を参考にしてください。

⑰企業等の防災共助について、企業側が地域に対する関心が薄いと感じるが、大災害時の避難場所としての場所提供等は区でやるものか

神奈川区内に所在する一部の事業所では、地域と協定を締結し、震災時において、事業所施設の一部を避難場所として提供しており、『神奈川区防災計画（震災対策編）』に記載しています。

事業所については、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日ごろから防災体制の整備や防災訓練の実施を行うよう連携してまいります。

⑱拠点の役員は各自治会長または役員であり、災害時自分の自治会が主となり、拠点での活動が後回しになって拠点開設が遅れるのではないか、他の人での組織組立も必要ではないか

地域防災拠点運営委員の中には、自治会町内会などの「町の防災組織」で活動を行っている方も多数いらっしゃると思います。発災時にスムーズに地域防災拠点が開設・運営できるよう、日ごろから多くの方が地域防災拠点の運営に関わることができるように裾野を広げるとともに、町の防災組織の動きと地域防災拠点の動き、役割分担、人員配置などを確認しておくことの必要性を働きかけてまいります。

⑲防災拠点訓練は内容変更により自助中心となったが、災害時での受付開始訓練が少なく、活動そのものへの重きがなされていないように思われる、行政の方向を向いて訓練されていると感じる

地域防災拠点は、「震災時避難場所」と「被災地域の防災本部」の2つの機能を持ち合わせた拠点を運営する場所です。避難所開設、住民受け入れ訓練など、避難生活を送るために必要な共助の視点からの訓練も取り入れていただきたいと考えており、学ぼうさい等で働きかけをしております。

⑳木密地域は住民本位で街づくりが求められているが、空き家対策等行政の強い指導が必要だが、空き家対策はどうなっているのか

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを契機に、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、本市における基本的な取組姿勢や対策を示した「横浜市空家等対策計画」を平成28年2月に策定しました。この計画では、①空家化の予防、②空家の流通、活用促進、③管理不全な空家の防止・解消、④空家に係る跡地の活用、の4つを取組の柱とし、住まいが空家になる前の利用中の状態から空家除去後の跡地活用まで、住まいの各段階の状況に応じた対策を講じています。

また、空家等の所有者等は周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努める責務があるため、本市ではご相談のあった管理不全な空家に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者に対して適切な管理を促進するための情報提供や助言を行っています。

㉑役所からの情報が途中で留まっていると感じる、情報発信の意味がないのでは

神奈川区では、広報紙の配布や、インターネットを活用した区のホームページやツイッターなど様々な方法で情報発信を行っています。今後も、区民の皆さまに必要な区の情報をわかりやすくお伝えできるよう取り組んでまいります。



②消防車やヘリコプターに「横浜市消防局」と表示せずに「横浜消防」と記載している理由は？

当局の名称につきましては、平成18年度に、大都市横浜における市民生活の安全確保に総合的に取り組むことを目的として、消防の持つ消火・救助・救急などの機動力と旧総務局(当時)所管の危機管理機能、旧市民局(当時)所管の防犯機能を一体化させ、一時「安全管理局」とし、車両や被服等における表記を「横浜消防」としました。しかしながら、一方で、市民の皆さまから、理念的で所管業務が分かりづらいというご指摘をいただいていたことから、所管業務を分かりやすく表現するよう、平成22年4月1日付で「消防局」に変更しました。

その際、名称変更に必要な経費については、最小限に抑える必要があったことから、対象を最小限に絞り込み、情報システムの改修や庁内案内板の変更等において実施し、車両と被服等については現行の「横浜消防」といたしました。

③定年後の男性を防災要員として講座・訓練を消防でできないか、行政では2～3年で人事異動があり安定しない「終了証」などを発行してはどうか

高齢社会を迎え、防災の担い手が不足しているのは、多くの自治会町内会に共通する課題であると思われます。そのようななか本市では、地域を支える消防団員が各種訓練を積んでいるほか、自治会町内会から推薦された家庭防災員に対する研修を行い、年間3回の研修を行った家庭防災員に対し修了証を交付しています。これらの方々には、自治会町内会の防災の担い手として活躍されている方も多数おられますので、今後とも、これらの研修等を積極的にご活用いただくことをお願いいたします。

また、行政職員の人事異動が2～3年で地域としては安定しないのご質問ですが、消防局では、昨年度から消防署所ごとに「地域訓練記録台帳」を統一的に整備し、自治会町内会ごとの訓練経過を記録、担当者が異動しても、その履歴を踏まえ、訓練内容を固定することなく、従来と異なる訓練メニューをご提案するなどの工夫もいたしました。今後もきめ細やかな訓練指導に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

「区民のつどい」第二部パネルディスカッション感想

意見票に記載された感想の一部をご紹介します。

- ・参考になった。良かった。日常生活に励みになった。
- ・災害時の対応について理解が深まった。楽しいディスカッションでした。
- ・災害に対する意識がより強くなりました。個人の力だけでは大変むずかしいと思います。
- ・災害時対応は大変参考になりました。パネルディスカッションは楽しく聞きました。これからも続けてください。
- ・非常に良かった。近年にない内容であり評価をしたい。
- ・神奈川区が災害に関してワースト1位等々何が大事かのディスカッションはとても良かった。
- ・行政や消防の取り組みに対し、理解していない住民が多い。広報の工夫など一層の充実を望みます。
- ・大変参考になった。区や消防署から情報をいただけ、勉強になった。地域の活動に活かしたい。



編集後記

区長、消防署長をお招きしてのパネルディスカッションは大変好評でした。直に区長や消防署長から区の対応・体制の説明を受ける機会がなかなかない方も多かったのではないのでしょうか。今回、意見票に記載されたご質問は、区長や消防署長のお話を聞いて更なる質問がしたいと思われた会場にいらした一般区民の方々からのものです。

区政に携わるの方々だけでなく、町会に関係するの方々、地域防災拠点に関係するの方々も参考にし、耳を傾げるべきご意見もあったと思われます。

これを契機に発災時に慌てない神奈川区になるよう皆さんと力を合わせていけたら幸いです。